

# 平成20年度 京丹後市予算編成方針

---

『持続可能な財政構造』  
の構築に向けて

# 《予算編成方針の特徴》

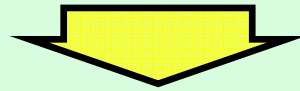
- ①年間予算からの調整を行い、骨格型予算を編成
- ②「総合計画（実施計画）」、「行財政改革推進計画」等各種計画との整合
- ③「持続可能な財政構造」の構築
- ④市民協働によるまちづくりの推進
- ⑤4つの「健全化判断比率」への対応

# 特徴① 骨格型予算の編成

平成20年度 年間想定予算（案）を編成

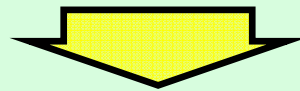
平成20年度に計画されている年間の事業予算規模および財源状況を事前に把握

平成20年春に市長選挙が予定されているため、骨格型予算を編成



平成20年度 当初予算（骨格予算）

年間想定予算から政策的施策および新規事業を除いた必要最小限の収支を骨格予算として調整



平成20年度 補正予算（肉付予算）

政策的施策および新規事業は6月定例会での補正予算で追加計上する予定

## 特徴②-1 各種計画との整合

- 総合計画（実施計画）
- 行財政改革推進計画（集中改革プラン）
- 財政計画

引き続き、これら計画との整合を図りつつ、

財政健全化に向けた取り組みを実施

# 特徴②-2 各種計画との整合

## ● 総合計画と事務事業評価の連動

### ◆ 総合計画（実施計画）に基づく事業実施

実施計画の区分、かつ、事務事業評価をする単位での細事業を設定

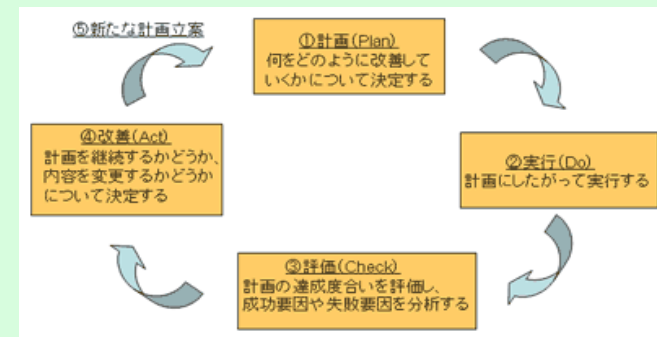


### ◆ 事務事業評価

事務事業に対する自主的評価を行い、目標・費用対効果・実施成果等を検証し、市民に対する説明責任を果たせるように努める

## 総合計画に基づく「PDCAサイクル」の確立

※ 予算編成(P)、予算執行(D)、事務事業評価(C)、実施計画(A)



# 特徴②-3 各種計画との整合

## ● 行財政改革推進計画の実施

中期的な視点では、引き続き、平成21年度での基礎的  
財政規模270億円程度（一般会計ベース）を目指す

●人件費・・・職員数の削減および職員給与制度等の改革を推進（給与構造改革の実施）

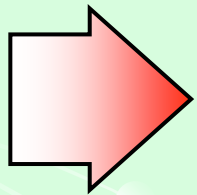
●物件費・・・平成19年度当初予算総額を上限（新規事業分、アウトソーシング含む）

●補助金・・・「補助金検討会議」での方針を基本としつつ、抜本的に見直す

◇アウトソーシング（外部委託）・・・経費節減、業務が効果的・効率的に実施できるものを積極的に行う

## 特徴③-1 『持続可能な財政構造』の構築

- 自主財源 3割・依存財源 7割の財政構造
- 国庫支出金の一般財源化および交付金化
- 国における地方交付税総額の抑制



市の一般財源は縮小傾向にあり、財源状況はさらに厳しさを増す見込み

縮小傾向にある限られた貴重な財源を慎重に選択し、予算を編成することが不可欠

## 特徴③-2 『持続可能な財政構造』の構築

### ● 財源の確保

- ◆平成19年度で所得税の一部が地方税へ税源移譲されたことにより、今まで以上に税収確保が重要となる。このため、市税の滞納整理については、公平性を確保する観点からも、より厳しく、かつ、全力を挙げて徴収に取り組む必要がある
- ◆国庫補助金の一般財源化または交付金化など制度変更が多くある中、国等の情報を的確に捉え、遺漏がないようにし、円滑な事業実施のため、国の交付金等を積極的に活用
- ◆市有財産の積極的な利活用を図るとともに、売却可能財産については、積極的に売却するなど、一般財源の確保に努める
- ◆分担金および負担金、使用料・手数料については不均衡なものがあれば是正し、その適正化に努める



## 特徴④-1 市民協働によるまちづくりの推進

- 市民に対し、可能な限りの情報開示を行う
- 公共サービス（市の事業）協働化提案の募集などを行い、市民の持つ発想やノウハウを活かして効果的・効率的な行財政運営を推進する

市民と一体となった取り組みを進める中で、  
『行政』と『民間』の役割分担をより明確化

## 特徴④-2 市民協働によるまちづくりの推進

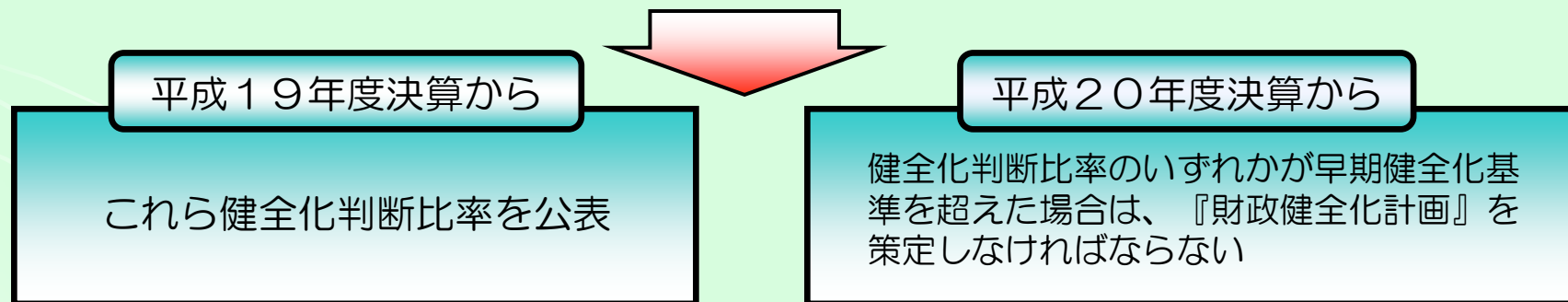
- 指定管理者との協議・調整
- 予算編成過程の公開
  - ◆市民協働のまちづくりを推進するため、平成20年度予算編成についても、引き続きその編成過程を公開し、財政の透明性を確保する
  - ◆各地区からの要望事業については、行政としての説明責任をより果たしていくとともに、市民協働による予算編成をさらに推進するための取り組みを検討

# 特徴⑤-1 「健全化判断比率」への対応

- 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(H19. 6. 22成立)



具体的な基準等については、現在検討されているが、この比率にも留意しつつ予算編成をする必要がある

# 特徴⑤-2 「健全化判断比率」への対応

## ● 財政健全化法への対応

- ◆ 高金利市債の繰上償還または借換えを積極的に実施し、将来の公債費の負担増加を抑制
- ◆ 将来負担を伴う債務負担行為および継続費については、その事業効果等を厳格に審査した上で設定
- ◆ 「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底
- ◆ 特別会計については、「独立採算の原則」を堅持し、それぞれの事業収入に応じた事業（施策）を実施